平成 18年6月15日

企業会計基準委員会 御中

京王電鉄株式会社 経理部長 紅村康

企業会計基準公開草案第 13 号

「金融商品に関する会計基準(案)」へのコメント

平成 18 年 6 月 6 日公表の「金融商品に関する会計基準 (案)」につき、下記のコメント を応募いたします。

記

. - 5.金融債務(第26項)及び . - 1.適用時期(第41項)について

26. 支払手形、買掛金、借入金、社債その他の債務は、債務額をもって貸借対照表価額とする。ただし、社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額をもって、貸借対照表価額としなければならない。

41. 本会計基準の適用は、以下のとおりとする。

(1)~省略~

(2) 平成 18 年改正の本会計基準 (以下「改正会計基準」という。) は、改正会計基準公表日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用する。 ~ 省略

コメントの締め切りが平成 18 年 7 月 5 日(木)ということから、改正会計基準公表日は、早ければ8月、遅くとも年内と推察しております。

それを踏まえ、以下に要望事項を記載いたします。

平成 18 年 5 月に施行された「会社計算規則」との整合性を図るため、社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した社債の貸借対照表価額につき、第 26 項で明確化されることは、適切な措置と思料します。

但し、事業年度の途中で草案が公開され、進行中の事業年度(平成 18 年度)に強制適用 することは、再考をお願いいたしたい。

【参考】当社(3月決算会社)は、会社法施工前の平成18年4月に、社債を社債金額より も低い価額で発行いたしました。社内の会計処理では、商法の規定に基づき社債 発行差金を繰延資産へ計上し、また商法施行規則に基づき社債発行差金の一括償却(全額費用化)を実施済みです(会計処理は、会計監査人へ事前確認済み)。

改正会計基準が当事業年度より強制適用されることとなった場合、すなわち償却原価法により、従来の社債発行差金を償還期に至るまで毎期一定の方法で支払利息として社債の貸借対照表に加算することが強制されると、社債発行差金の一括償却(全額費用化)を前提とした事業計画に齟齬が生じ、結果、既に実施済みの資金調達の有効性が喪失されます。今後の資金需要如何では、当該社債の速やかな償還も考えざるを得ず、企業行動に甚大な影響が発生します。

改正会計基準の遡り適用(公表日以前の既発社債への適用)は、既に進行中の事業年度 への収支上のインパクトが発生いたします。会計基準の変更適用時期はその影響を鑑みて、 慎重に判断すべきものと考えます。

- ・企業活動(予算執行に基づく生産活動や資金調達活動・株主や投資家への対外公約など) は、事業年度の途中で会計基準が改正され、改正会計基準が遡及して適用されるという ことを想定していません。また影響が軽微でない場合に、企業においては、外部公表数 値の業績修正が発生するケースも有り得ることとなります(当社においても、年度当初 に予定した資金調達活動及びそのために編成した収支計画に甚大な影響が生じ、そのい ずれに対しても大幅な見直しを余儀されることが必定です)。
- ・ 当社を含む上場企業は、「決算短信」などの投資家向け情報として、進行中の事業年度 の「業績予想」を開示済みです。当事業年度期首に草案の公表すらなされていない会計 基準の変更は、企業活動ひいては株価への影響は避けられません。十分な周知期間の確 保が必要と考えます。

以上のような理由から、第 26 項「金融債務」の取り扱いは、改正会計基準の公表日以前 に発行した社債は除外としていただきたい。

以上